

2 給与支払報告書作成上の注意点

給与支払報告書（個人別明細書）	※	※		種	別	※		整理番号	※
	※	※	※	※	※	※	※	※	※
	※	※	※	※	※	※	※	※	※
	※	※	※	※	※	※	※	※	※
	※	※	※	※	※	※	※	※	※
	※	※	※	※	※	※	※	※	※
	※	※	※	※	※	※	※	※	※
	※	※	※	※	※	※	※	※	※
	※	※	※	※	※	※	※	※	※
	※	※	※	※	※	※	※	※	※

④ 給与を受ける者の住所
① 個人番号
② 氏名
⑤ 給与所得控除後の金額
⑥ 控除対象扶養親族の人数
⑦ 扶養親族の人数
⑧ 基礎控除の額
⑨ 住宅借入金等特別控除の額
⑩ 基礎控除の額
⑪ 所得金額調整控除額
⑫ 未成年者から勤労学生までの各欄
⑬ 支払者

給与支払報告書（個人別明細書）

（市区町村提出用）

～詳しい記載方法は～

国税庁作成の「令和5年分給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」をご覧ください。

①個人番号 ②氏名、フリガナ ③生年月日
記載漏れがないよう、正確にご記入ください。

④受給者の住所
令和6年1月1日現在の住所を受給者に確認の上、ご記入ください。

⑤給与所得控除後の金額（調整控除後）
年末調整の適用を受けている場合、支払金額により求めた給与所得控除後の給与等の金額をご記入ください。なお、所得金額調整控除の適用がある場合には、所得金額調整控除の額を控除した後の金額をご記入ください。

⑥扶養親族の人数
市民税・県民税では、扶養親族の人数によって非課税の判定を行います。
※16歳未満の扶養親族についても必ずご記入ください。

⑦摘要欄
・前職分を加算された場合は、前職分の「給与等の金額」「社会保険料の金額」「源泉徴収税額」「支払者の所在地・名称」「退職年月日」をご記入ください。
・同一生計配偶者（控除対象配偶者を除く）が障害者、特別障害者又は同居特別障害者に該当する場合は、同一生計配偶者の氏名及び同一生計配偶者である旨をご記入ください。
・所得金額調整控除の適用がある場合は、扶養親族の氏名をご記入ください。ただし、「（源泉・特別）控除対象配偶者」欄、「控除対象扶養親族」欄、「16歳未満の扶養親族」欄に扶養親族の氏名が記入されている場合は、記入を省略できます。
・租税条約に基づいて源泉所得税及び復興特別所得税の免除を受ける方については、免税対象額及び該当条約項「〇〇条約〇〇条該当」を朱書きしてください。
・普通徴収切替理由に該当する方は、理由の記号又は略語をご記入ください。

⑧生命保険料の金額の内訳
一般の生命保険料、介護医療保険料、個人年金保険料の支払金額を、新制度・旧制度に分類して、金額欄にご記入ください。この金額をもとに、控除額に誤りがないか確認を行います。

⑨住宅借入金等特別控除
住宅借入金等特別控除区分の記載誤りにご注意ください。
特に、一般の増改築等と特定増改築等では記載が異なります。
・一般の増改築等を含む住宅借入金等特別控除の場合は「住」
・特定増改築等住宅借入金等特別控除の場合は「増」
※特定取得（特別特定取得以外）に該当する場合は「（特）」、特別特定取得に該当する場合は「（特特）」、特例特別特例取得に該当する場合は「（特特特）」と併記

⑩基礎控除の額
基礎控除の額は、「給与所得者の基礎控除申告書」から転記してください。ただし、基礎控除の額が48万円の場合には、転記する必要はありません。

⑪所得金額調整控除額
年末調整の適用を受けている場合で、所得金額調整控除の適用がある場合には、所得金額調整控除の額をご記入ください。

⑫未成年者から勤労学生までの各欄
各欄について、その受給者について該当する事項がある場合に「○」をご記入ください。
※民法改正により、成年者の年齢が20歳から18歳に引き下げられました。受給者の方が賦課期日現在で満18歳未満に該当する場合は、「未成年者」欄に○を記載してください。

⑬支払者欄
法人の場合は法人番号、個人事業主の場合は個人番号をご記入ください。